

令和3年9月17日

市立各学校長 様

教 育 長

### 感染拡大防止対策の徹底について（通知）

市立学校においては、令和3年8月24日付「新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び学校の教育活動について（通知）」に基づき、感染症対策に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の新規感染者は全国的に減少傾向にあります。同様に本市の児童生徒についても9月以降減少傾向にありますが、全国的水準程の減少傾向にはない状況となっております。

児童生徒の感染経路を見てみると、友人との会食や習い事等、学校外での行動が感染経路となっている割合が、本年4月～7月は全体の6.1%であったのに対し、8月以降は15.2%と急増しております。校内での児童生徒間の感染拡大を阻止し、安心・安全な教育活動を実施するためには、今一度、感染症対策の基礎基本に立ち返り、さらに、学校外での行動にも注意してもらうことが必須です。

については、下記の基本的な感染症対策について児童生徒に指導し、家庭にも注意喚起をしていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 感染症対策の基本的事項

- ・ 不要不急の外出は控えること。
- ・ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、常時マスクを着用すること。
- ・ 「密閉」「密集」「密接」のいわゆる「3つの密」になる行為を避けること。
- ・ 手洗い、手指消毒を徹底すること。

#### 2 学校外での行動で濃厚接触者等となった事例

- ・ 複数の友人とボウリング場に行った。
- ・ 複数の友人とファミリーレストランで会食をした。
- ・ 複数人で友人宅に宿泊した。
- ・ 複数人で友人宅を訪問しゲームをした。また、その中にはマスクを着用していない者もいた。
- ・ 塾帰りにマスクなしで友達と会話をした。

今後も、逐一、学校外での行動により、濃厚接触者等となった事例を紹介しますので、学校での感染症対策、児童生徒への指導等に御活用ください。

#### 3 その他

同居家族が体調不良であっても児童生徒を通学させ、その後、同居家族並びに当該児童生徒の陽性が判明した事例が、現在も複数件報告されています。同居家族に体調不良者がいる場合は登校を控えることについて、繰り返し周知してください。

<問い合わせ先>

さいたま市教育委員会

健康教育課

保健係 829-1678